

しらす船びき網漁業の操業区域の変更について

1 経緯

中郡を漁業根拠地とする本漁業の許可の操業区域のうち共第14号共同漁業権の漁場の区域内については、許可を受けている漁業者が同一の漁業協同組合に所属しているにも関わらず、統合前の所属漁協により分けられていた。

今般、関係漁業者間の調整が整ったので、神奈川県漁業調整規則第17条に基づく変更許可を行い、操業区域を統合し、同一の漁業根拠地(漁協)で1操業区域とした。

なお、変更許可については海区漁業調整委員会の諮問を要しないが、旧海面漁業調整規則による定数漁業の許可内容(制限措置)の変更にあたることから報告を行うものである。

2 概要

(1) 許可件数

関係漁協名	地区(町)名	許可件数
大磯二宮	大磯	2
	二宮	1

操業区域については別紙参照。

(2) 変更許可年月日

令和3年3月31日

<参考>

神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2～9 省略

(変更の許可)

第 17 条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第 12 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2～3 省略

大磯二宮漁協におけるしらす船びき網漁業許可の操業区域新旧対照表

変更後	変更前	
	大磯地区	二宮地区
三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号及び共第6号から共第13号までの共同漁業権の漁場の区域を除く。	三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号及び共第6号から共第13号までの共同漁業権の漁場の区域並びに共第14号共同漁業権の漁場の区域のうち中郡大磯町と同郡二宮町との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位164度28分の線以西の海面を除く。	三浦市三崎町城ヶ島城ヶ島灯台から正西の線以北で、かつ、次のイ、ロ及びハを順次直線で結んだ線以東の海面。ただし、共第4号及び共第6号から共第13号までの共同漁業権の漁場の区域並びに共第14号共同漁業権の漁場の区域のうち中郡大磯町と同郡二宮町との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位164度28分の線以東の海面を除く。
イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点	イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点	イ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分の線と最大高潮時海岸線との交点
ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点	ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点	ロ 中郡二宮町山西の押切橋中央から真方位157度4分1,325メートルの点
ハ 北緯35度8.1分 東経139度19.7分(世界測地系)の点	ハ 北緯35度8.1分 東経139度19.7分(世界測地系)の点	ハ 北緯35度8.1分 東経139度19.7分(世界測地系)の点

下線部が変更箇所。

